

令和 7 年 8 月 2 6 日招集

令和 7 年第 3 回薩摩川内市議会定例会

議 案

そ の 2

議 案 番 号	件 名	備 考
8 9	財産の無償譲渡について	
9 0	薩摩川内市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	
9 1	薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9 2	薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例及び薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9 3	本庁舎受変電設備大規模改修（建築）工事請負契約の変更について	
9 4	薩摩川内市行政財産の目的外使用による使用料徴収条例及び薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
9 5	薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9 6	財産の取得について	
9 7	薩摩川内市立幼稚園保育料等に関する条例の制定について	
9 8	薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9 9	薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	
1 0 0	電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（建築）工事請負契約の締結について	
1 0 1	電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（電気設備）工事請負契約の締結について	
1 0 2	電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（空調設備）工事請負契約の締結について	
1 0 3	電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（機械設備）工事請負契約の締結について	
1 0 4	財産の取得について	
1 0 5	財産の取得について	
1 0 6	財産の取得について	

1 0 7	財産の取得について	
1 0 8	財産の取得について	
1 0 9	財産の取得について	
1 1 0	防災・安全交付金事業開戸橋耐震補強（P 2）工事請負契約の締結について	
1 1 1	道路メンテナンス事業川内河口大橋耐震補強（P 9）工事請負契約の変更について	
1 1 2	令和 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算	予算書は別冊
1 1 3	令和 7 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算	
1 1 4	令和 7 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計補正予算	
1 1 5	令和 7 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算	
1 1 6	令和 7 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算	
1 1 7	令和 7 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算	
1 1 8	令和 7 年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算	
1 1 9	令和 7 年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算	

議案第 89 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡するものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1 譲渡する財産

- ・ 建物（物品一式を含む。）

所在地 薩摩川内市東郷町南瀬字上ノ原 3 1 0 5 番地 5

構 造 木造セメント瓦ぶき平家建

延面積 99.50 平方メートル

評価額 1,917,463 円

2 譲渡の相手方 所在地 薩摩川内市東郷町南瀬 3 1 0 5 番地 5

名 称 向江原自治会

代表者 森 田 俊 秀

3 譲渡の条件 譲受人は、譲り受けた建物を向江原自治会の地域活性化の活動拠点として使用すること。

4 譲渡の時期 本議案の可決のとき。

提 案 理 由

本市が所有する建物を向江原自治会の地域活性化の活動拠点として無償譲渡することとしたいが、これについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

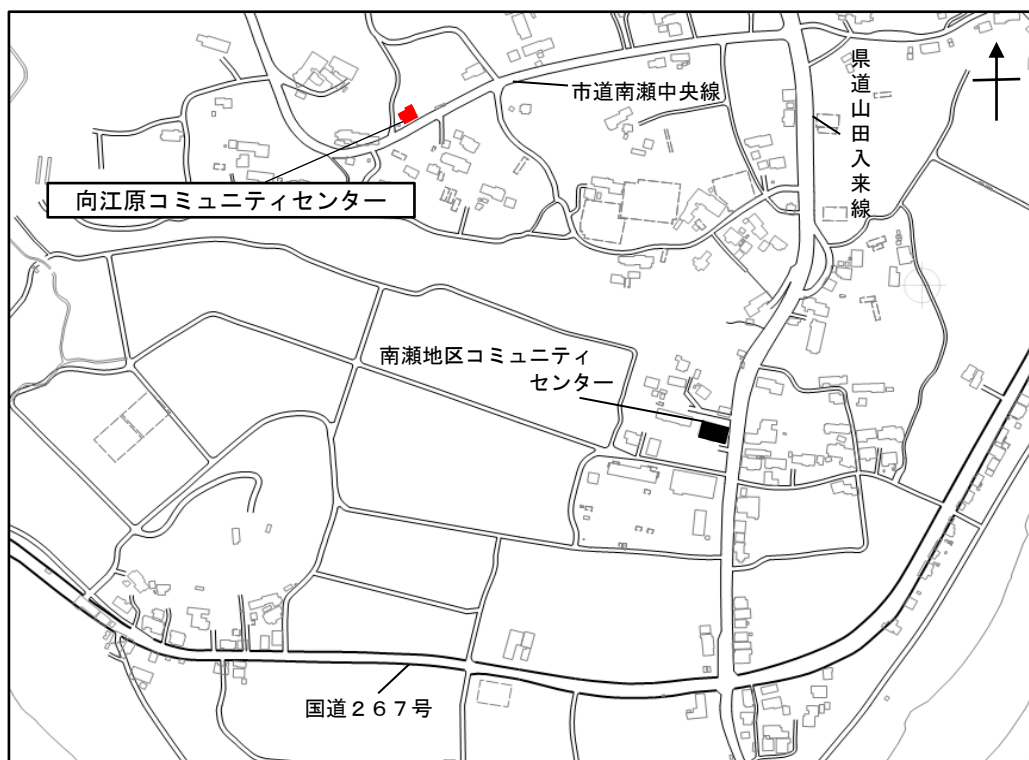
(1)～(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を・・・略・・・適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

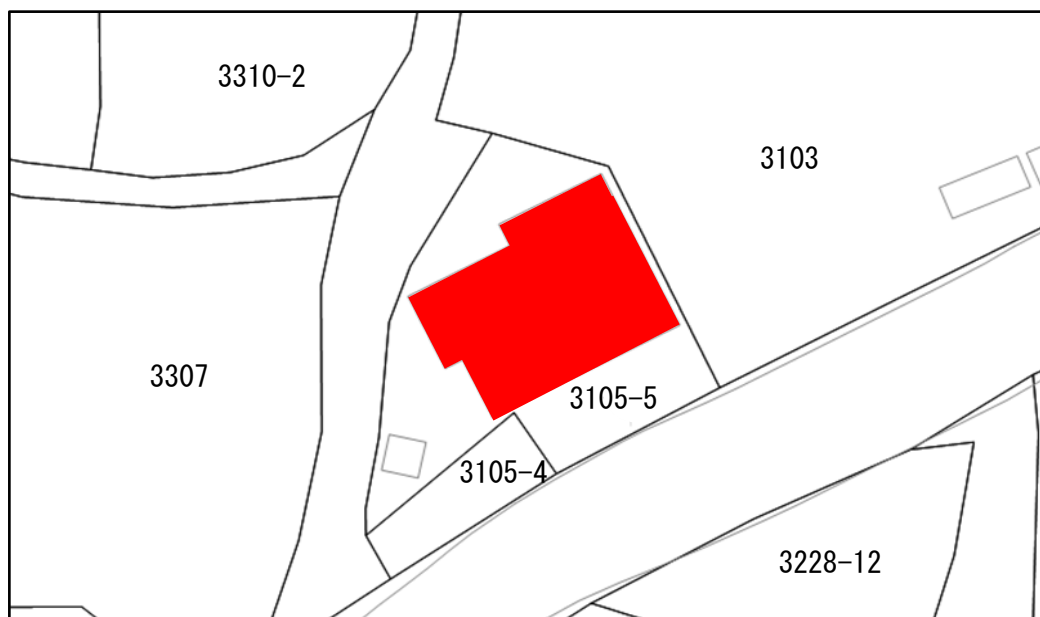
(7)～(15) 略

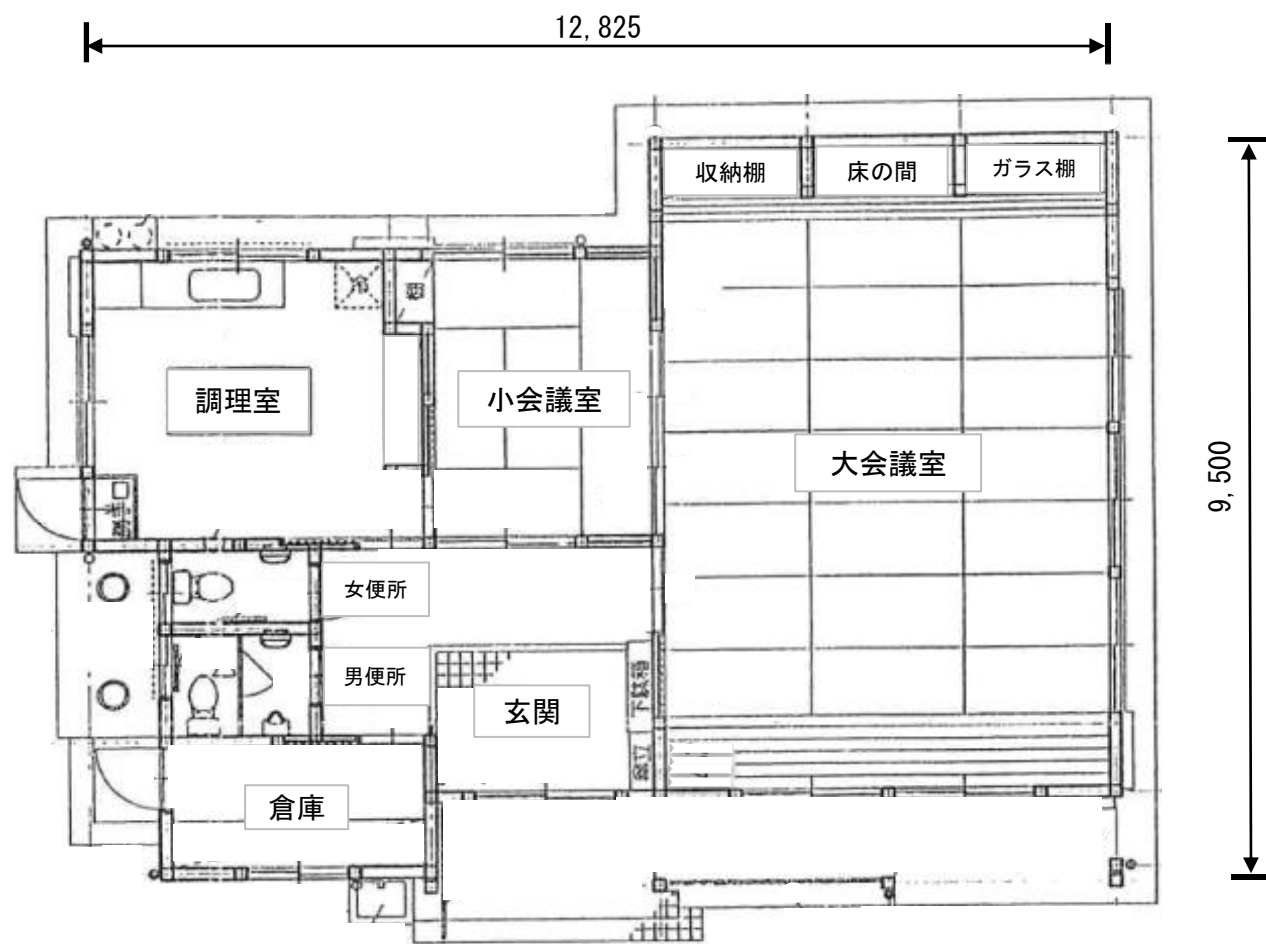
2 略

位置図



地籍図





平面図

議案第 90 号

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の
制定について

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

可愛地区コミュニティセンターの位置を変更するとともに、当該施設に係る使用料を設定しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

薩摩川内市地区コミュニティセンター条例（平成１６年薩摩川内市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表第１可愛地区コミュニティセンターの項中「御陵下町１２番３４号」を「御陵下町１２番１４号」に改める。

別表第２の２可愛地区コミュニティセンターの表中会議室の項を削り、

「

大会議室	２５０円	２５０円	２５０円	２００円
------	------	------	------	------

を

」

「

大会議室	２５０円	２５０円	２５０円	２００円
２分割し、その片方のみを使用する場合	１３０円	１３０円	１３０円	１００円
調理室	１８０円	１８０円	１８０円	１００円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和８年１月５日から施行する。

議案第 9 1 号

薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

人事院規則の一部改正に伴い、本市においても、これに準じて仕事と育児の両
立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置その他所要の規定の整備を図
ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１６年薩摩川内市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第８条の２第２項中「第１５条の３第１項」を「第１５条の４第１項」に改める。

第１５条の４を第１５条の５とする。

第１５条の３第１項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第１５条の４とし、第１５条の２を第１５条の３とし、第１５条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１５条の２ 任命権者は、薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例（平成１６年薩摩川内市条例第４７号。以下「育児休業条例」という。）第２３条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育児休業条例第２３条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２ 任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３ 任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の薩摩川内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 92 号

薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例及び薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例及び薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の公布に伴い、部分休業制度を拡充するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例及び薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

第20条を次のように改める。

（第1号部分休業の承認）

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間等に関する条例第14条の規定による育児時間又は勤務時間等に関する条例第15条の3の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、

1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 20 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第 20 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 20 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 21 条中「職員が」の次に「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」を加える。

第 22 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 22 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 292 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。））」を「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 19 条に規定する部分休業をいう。））」に改める。

第 19 条中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第

19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例第 20 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 93 号

本庁舎受変電設備大規模改修（建築）工事請負契約の変更について

令和 6 年 12 月 23 日の議決を経て締結した本庁舎受変電設備大規模改修（建築）工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	187,000,000 円	203,345,000 円

提 案 理 由

本庁舎受変電設備大規模改修（建築）工事について、施工内容の一部を変更して実施する必要が生じたため、工事請負契約の変更をしようとするものである。
これが本案提出の理由である。

参 考

- | | | |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 契約の相手方 | 植村・有川特定建設工事共同企業体 |
| | | 代表者 |
| | | 所在地 鹿児島市伊敷五丁目9番8号 |
| | | 会社名 株式会社植村組 |
| | | 代表取締役 植 村 一 |
| | | 構成員 |
| | | 所在地 薩摩川内市勝目町3957番地14 |
| | | 会社名 有限会社有川建設 |
| | | 代表取締役 川 添 真 喜 男 |
| 2 | 工 事 名 | 本庁舎受変電設備大規模改修（建築）工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 薩摩川内市神田町地内 |
| 4 | 工 期 | 着 手 令和 6 年 1 2 月 2 3 日 |
| | | 完 成 令和 8 年 3 月 1 8 日 |

議案第 94 号

薩摩川内市行政財産の目的外使用による使用料徴収条例及び薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市行政財産の目的外使用による使用料徴収条例及び薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

広告事業を実施するに当たり、建物の壁面等に掲出する広告に係る行政財産の目的外使用による使用料について、所要の規定の整備を図ろうとするものである。これが本案提出の理由である。

薩摩川内市行政財産の目的外使用による使用料徴収条例及び薩摩川
内市都市公園条例の一部を改正する条例

(薩摩川内市行政財産の目的外使用による使用料徴収条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市行政財産の目的外使用による使用料徴収条例（平成16年薩摩川内市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「使用料の額を」を「使用料の額（第7条の規定によるものを除く。）を」に改め、同条第4項及び第5項中「第7条」を「第8条」に改める。

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条中「前2条」を「第5条及び第6条」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(壁面等使用料算定基準)

第7条 広告を掲出する目的で建物の壁面等の一部を使用させる場合の使用料は、前条の規定にかかわらず、市長が別に定める1区画につき、年額900円とする。

2 前項の規定により使用させる期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。

3 前項の場合において、1箇月に満たない期間があるときは、これを1箇月として計算するものとする。ただし、当該期間が7日に満たない場合は、これを切り捨てるものとする。

(薩摩川内市都市公園条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市都市公園条例（平成16年薩摩川内市条例第270号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 前項第5号の規定にかかわらず、市長は、規則に定める都市公園について、広告物を掲出することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 95 号

薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づく標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行に当たり、同システムに実装される機能によって行う住登外者宛名番号を付番・管理する事務が個人番号の独自利用事務に該当することとなるため、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年薩摩川内市条例第６９号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「及び市長」を「、市長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「及び市長が第４項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第９条第１項に規定する準法定事務」を加え、同条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４ 市長は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第９条第１項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第１に次のように加える。

６ 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第２中

「		薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの	を
			」
「		薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの	に、
		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	
「		重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの	を
			」

		重度心身障害者医療費助成関係情報であ って規則で定めるもの	に、
		住登外者宛名情報であって規則で定める もの	

		住民票関係情報であって規則で定めるも の	を
--	--	-------------------------	---

		住民票関係情報であって規則で定めるも の	に、
		住登外者宛名情報であって規則で定める もの	

		障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律（平成１７年法律 第１２３号）による自立支援給付の支給 に関する情報であって規則で定めるもの	を
--	--	--	---

		障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律（平成１７年法律 第１２３号）による自立支援給付の支給 に関する情報であって規則で定めるもの	に
		住登外者宛名情報であって規則で定める もの	

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 96 号

財産の取得について

次の財産を取得するものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	川内学校給食センター厨房機器
2	数 量	一式
3	取 得 価 格	54,483,000 円
4	取得の相手方	所在地 薩摩川内市原田町18番21号 会社名 株式会社川内厨房食器 代表取締役 三 角 文 孝

提 案 理 由

安心・安全な学校給食を提供するため、川内学校給食センター厨房機器一式を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

- 1 システム洗浄機 2 台
- 2 浸漬装置 2 台

議案第 97 号

薩摩川内市立幼稚園保育料等に関する条例の制定について

薩摩川内市立幼稚園保育料等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

薩摩川内市立幼稚園における預かり保育の利用に係る保育料等に関し、必要な事項を定めようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市立幼稚園保育料等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、薩摩川内市立幼稚園の保育料及び預かり保育料（以下「保育料等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(保育料等の納付義務者)

第2条 保育料等の納付義務者は、薩摩川内市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に通園する園児の保護者とする。

(保育料等の額)

第3条 保育料の額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準（園児が受けた教育が法第28条第1項第3号の特別利用教育であるときは、同条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準）により算定した費用の額（その額が現に教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育に要した費用の額）とする。

2 前項の規定による保育料のうち保護者が負担する額（法第27条第3項第2号又は法第28条第2項第1号若しくは第3号に規定する教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額をいう。）は、零とする。

3 一時預かり事業（幼稚園に通園する園児に対し、当該幼稚園において教育課程に係る教育時間以外に行う教育活動をいう。以下同じ。）の利用に係る預かり保育料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 月を単位として利用する場合

- | | | |
|---|------------------|---------------|
| ア | 開園日の午前7時から午前9時まで | 1人につき月額2,000円 |
| イ | 開園日の午後2時から午後6時まで | 1人につき月額4,000円 |
| ウ | 休園日の午前7時から午前9時まで | 1人につき月額2,000円 |
| エ | 休園日の午前9時から午後6時まで | 1人につき月額4,000円 |

(2) 日を単位として利用する場合

- | | | |
|---|------------------|-------------|
| ア | 開園日の午前7時から午前9時まで | 1人につき日額200円 |
| イ | 開園日の午後2時から午後6時まで | 1人につき日額400円 |
| ウ | 休園日の午前7時から午前9時まで | 1人につき日額200円 |
| エ | 休園日の午前9時から午後6時まで | 1人につき日額400円 |

4 前項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定2号の区分に該当する園児（法第30条の4第2号に該当し、法第30条の5第1項の認定を受けた園児をいう。）に係る預かり保育料は、零とする。

5 既納の預かり保育料は還付しない。ただし、市長が必要と認めたときはこの限りでない。

(預かり保育料の徴収期限)

第4条 預かり保育料の徴収期限は、利用する日の属する月の翌々月末とする。
ただし、その日が金融機関の休業日であるときは、その日の直後の金融機関の営業日とする。

（預かり保育料の減免）

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、預かり保育料を減額し、又は免除することができる。

（預かり保育料の滞納に対する措置）

第6条 教育委員会は、預かり保育を受ける園児の保護者が預かり保育料を滞納し、督促に応じないときは、当該園児の預かり保育を停止することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 98 号

薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

部活動の地域展開に向けた計画の策定等に関する必要な事項を調査・審議するため、薩摩川内市部活動地域展開方針等審議会を設置しようとするものである。
これが本案提出の理由である。

薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成１６年薩摩川内市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部薩摩川内市いじめ問題対策審議会の項の次に次のように加える。

薩摩川内市部活動 地域展開方針等審 議会	部活動の地域展開に向けた計画の策定等に関する必要 な事項を調査・審議する事務
----------------------------	---

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- ２ 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成１６年薩摩川内市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第１００号を第１０３号とし、第７３号から第９９号までを３号ずつ繰り下げ、第７２号の次に次の３号を加える。

(73) 部活動地域展開方針等審議会会長 日額 １１，５００円

(74) 部活動地域展開方針等審議会委員（大学教授） 日額 １０，３００円

(75) 部活動地域展開方針等審議会委員（大学教授を除く。） 日額
７，１００円

第２条第３項中「第１項第９９号及び第１００号」を「第１項第１０２号及び第１０３号」に改める。

第５条第１項第１号中「第９４号まで及び第９６号から第９９号」を「第９７号まで及び第９９号から第１０２号」に改め、同条第３項中「第２条第１項第１００号」を「第２条第１項第１０３号」に改める。

議案第 99 号

薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

本市が設置している薩摩川内市立城上幼稚園及び薩摩川内市立ひわき幼稚園について、施設の利用状況等を勘案し、廃止するとともに、幼稚園教育の充実及び教育環境の向上に資するため、薩摩川内市立里幼稚園、薩摩川内市立中津幼稚園及び薩摩川内市立かのこ幼稚園鹿島分園を統合して薩摩川内市立こしき幼稚園を設置するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市立幼稚園条例の一部を改正する条例

薩摩川内市立幼稚園条例（平成１６年薩摩川内市条例第８９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

薩摩川内市立幼稚園設置条例

第１条を次のように改める。

（設置）

第１条 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第２条の規定に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて心身の発達を助成することを目的として薩摩川内市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を設置する。

第３条を次のように改める。

（委任）

第３条 この条例に定めるもののほか、幼稚園の運営管理その他必要な事項は、別に定める。

第４条及び第５条を削る。

別表薩摩川内市立城上幼稚園の項及び薩摩川内市立ひわき幼稚園の項を削り、同表薩摩川内市立東郷幼稚園の項の次に次のように加える。

薩摩川内市立こしき幼稚園	薩摩川内市上甑町中甑１９１番地１
--------------	------------------

別表薩摩川内市立里幼稚園の項、薩摩川内市立中津幼稚園の項及び薩摩川内市立かこの幼稚園鹿島分園の項を削る。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（準備行為）

２ この条例による改正後の薩摩川内市立幼稚園設置条例の規定に基づく入園に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 1 0 0 号

電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（建築）工事請負契約の締結について

電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（建築）工事の請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- | | | |
|---|--------|-----------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（建築）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 総合評価一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 7 2 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 宮内建設・宇都組特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 | |
| | 所在地 | 薩摩川内市上甕町小島 2 番地 |
| | 会社名 | 株式会社宮内建設 |
| | 代表取締役 | 神 山 真 樹 |
| | 構成員 | |
| | 所在地 | 薩摩川内市大小路町 8 0 番 8 号 |
| | 会社名 | 株式会社宇都組 |
| | 代表取締役 | 宇 都 孝 洋 |

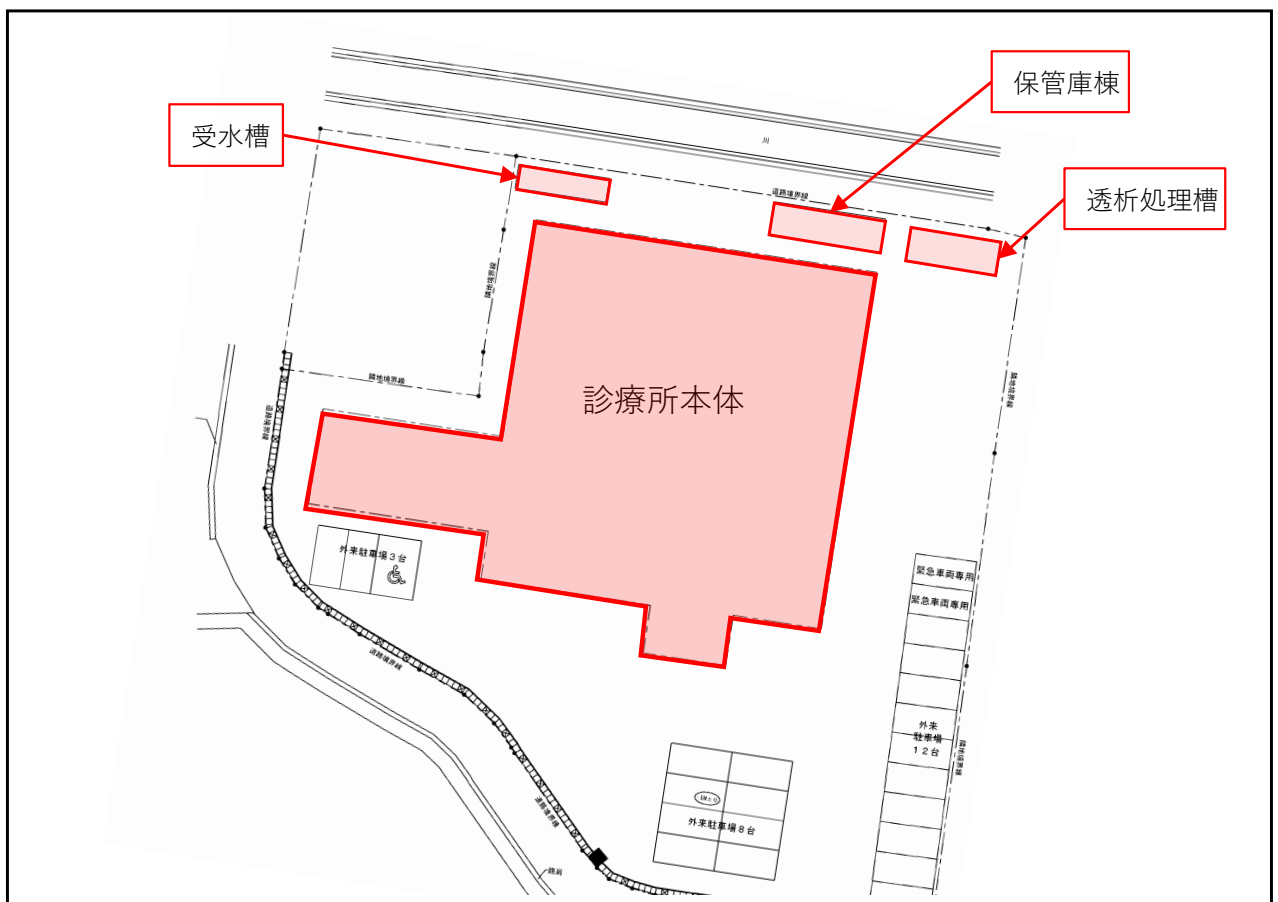
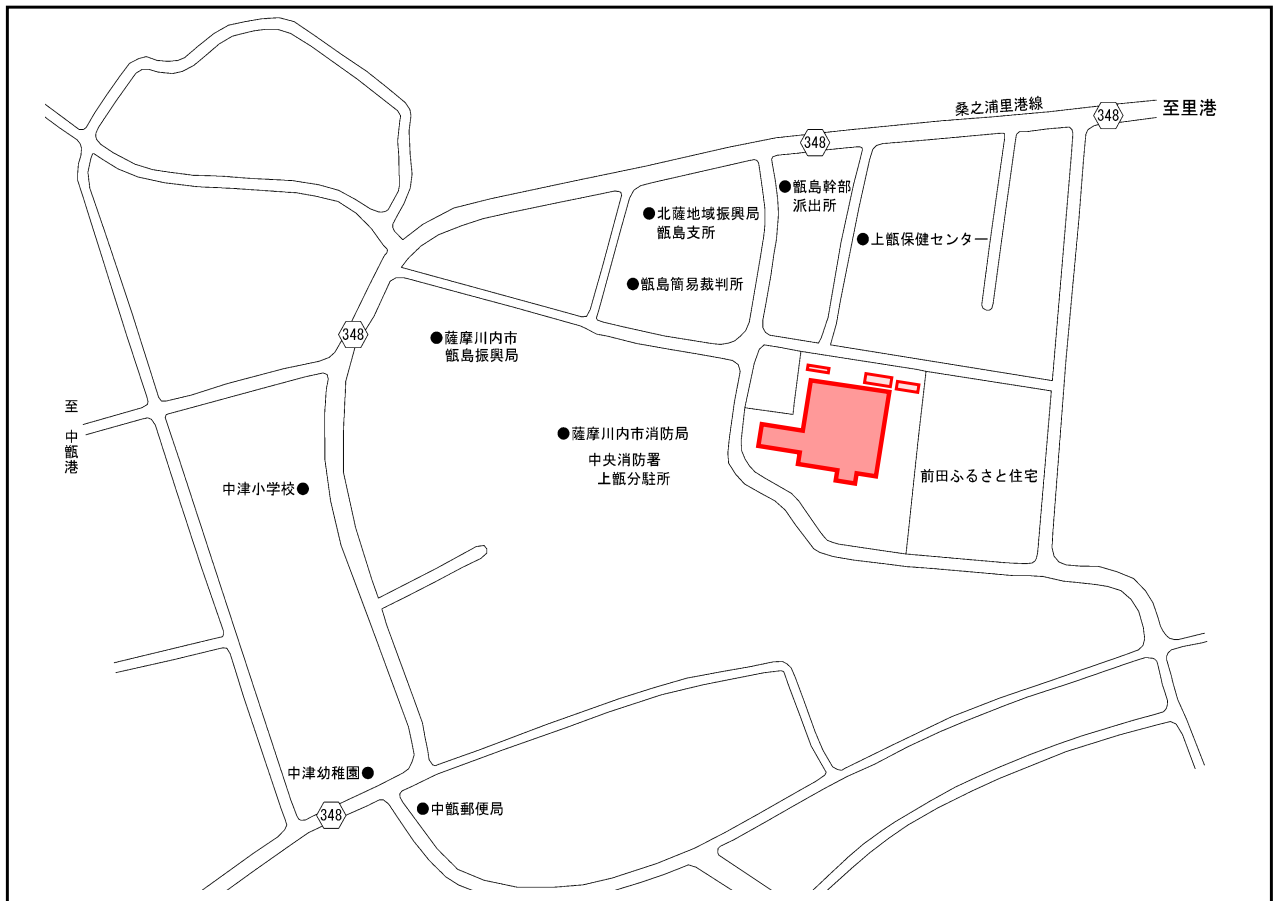
提 案 理 由

本市が施行する電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（建築）工事について、工事請負契約を締結したいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 電源立地地域対策交付金事業上甑島診療所新築（建築）工事 |
| 2 | 工事場所 | 薩摩川内市上甑町中甑地内 |
| 3 | 工事概要 | 上甑島診療所新築（建築）工事 |
| 4 | 施設内容 | |
| | ・ 構 造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 |
| | ・ 延床面積 | 1 , 8 4 8 . 3 4 m ² |
| 5 | 工 期 | |
| | (1) 着 手 | 市議会の議決の日 |
| | (2) 完 成 | 令和 8 年 9 月 1 8 日 |



1 階平面図



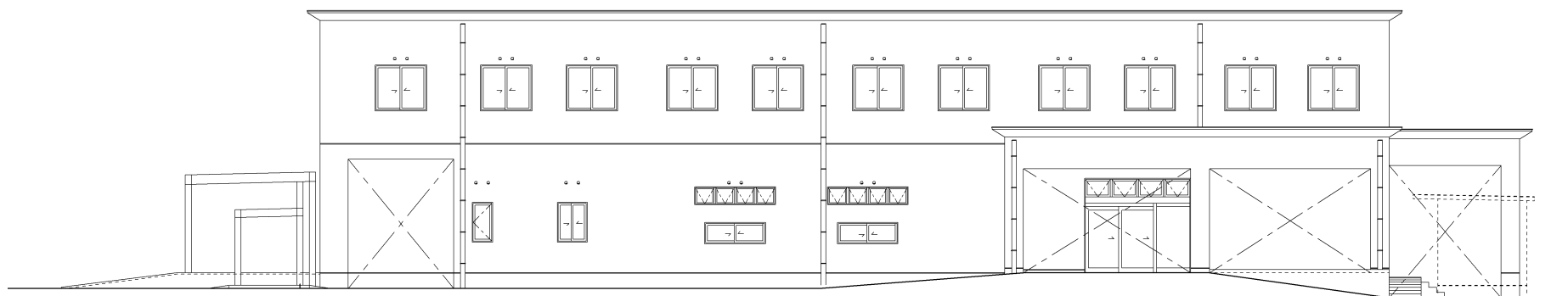
1 階平面図



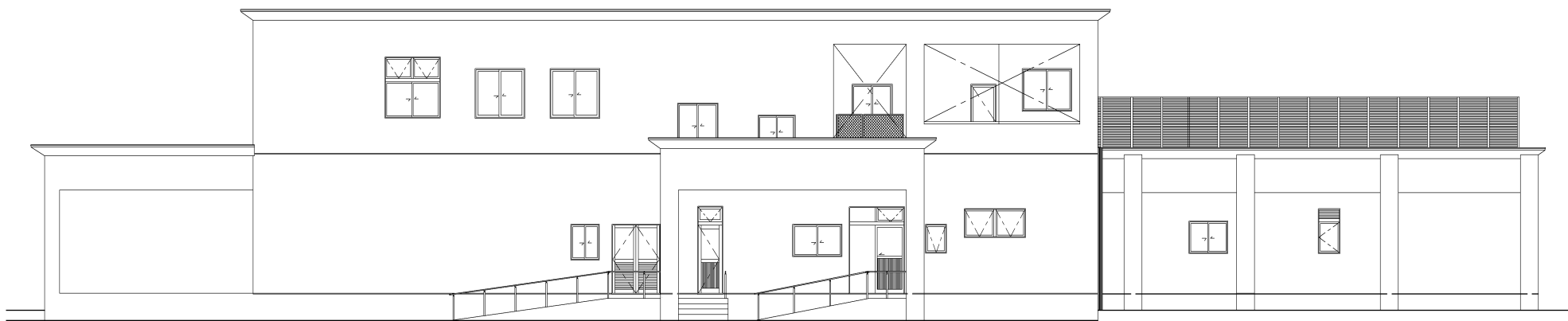
2階平面図



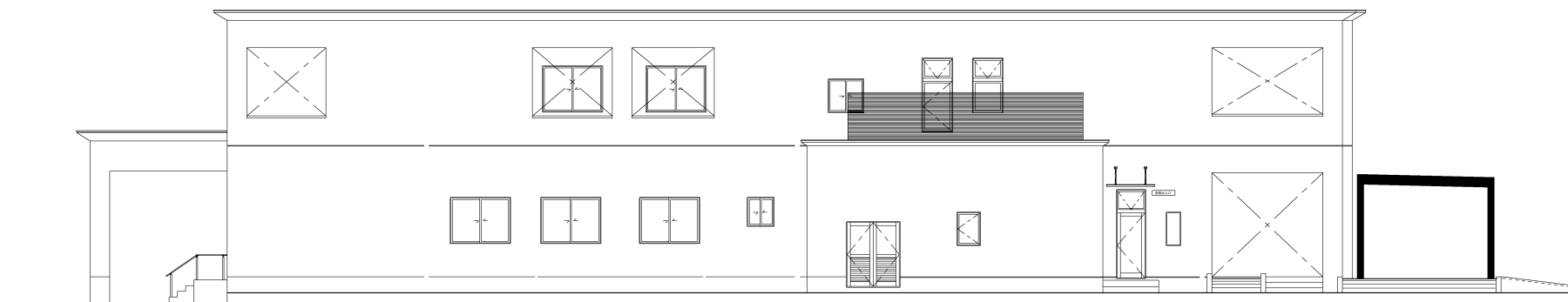
南 立 面 図



東 立 面 図



北立面图



西立面图

議案第 101 号

電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（電気設備）工事請
負契約の締結について

電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（電気設備）工事の請負契約を
次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（電気設備）
工事 |
| 2 | 契約の方法 | 総合評価一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 283,800,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 所在地 薩摩川内市西開聞町17番4号
会社名 株式会社永留電気工業
代表取締役 永 留 博文 |

提 案 理 由

本市が施行する電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（電気設備）工
事について、工事請負契約を締結したいが、これについては、薩摩川内市議会の
議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、
議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 電源立地地域対策交付金事業上甑島診療所新築（電気設備）工
事 |
| 2 | 工事場所 | 薩摩川内市上甑町中甑地内 |
| 3 | 工事概要 | 電灯設備工事 一式
動力設備工事 一式
受変電設備工事 一式
発電設備工事 一式
拡声設備工事 一式
火災報知設備工事 一式 |
| 4 | 工 期 | |
| | (1) 着 手 | 市議会の議決の日 |
| | (2) 完 成 | 令和8年10月19日 |

議案第 102 号

電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（空調設備）工事請負契約の締結について

電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（空調設備）工事の請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（空調設備）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 総合評価一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 244,045,824円 |
| 4 | 契約の相手方 | 所在地 薩摩川内市冷水町457番地2
会社名 株式会社柴田設備
代表取締役 柴 田 淳 一 |

提 案 理 由

本市が施行する電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（空調設備）工事について、工事請負契約を締結したいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

- 1 工 事 名 電源立地地域対策交付金事業上甑島診療所新築（空調設備）工事
- 2 工事場所 薩摩川内市上甑町中甑地内
- 3 工事概要 空調設備工事 一式
換気設備工事 一式
自動制御設備工事 一式
- 4 工 期
 - (1) 着 手 市議会の議決の日
 - (2) 完 成 令和8年10月19日

議案第 103 号

電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（機械設備）工事請
負契約の締結について

電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（機械設備）工事の請負契約を
次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（機械設備）
工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 216,920,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 所在地 薩摩川内市矢倉町4659番地14
会社名 株式会社薩摩水道
代表取締役 芹ヶ野裕史 |

提 案 理 由

本市が施行する電源立地地域対策交付金事業上甕島診療所新築（機械設備）工
事について、工事請負契約を締結したいが、これについては、薩摩川内市議会の
議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、
議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 電源立地地域対策交付金事業上甑島診療所新築（機械設備）工
事 |
| 2 | 工事場所 | 薩摩川内市上甑町中甑地内 |
| 3 | 工事概要 | 衛生器具設備 一式
屋内・外給水設備 一式
屋内・外排水設備 一式
透析排水処理槽設備 一式
給湯設備 一式
ガス設備 一式
消火設備 一式 |
| 4 | 工 期 | |
| | (1) 着 手 | 市議会の議決の日 |
| | (2) 完 成 | 令和8年10月19日 |

議案第 104 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	水槽付消防ポンプ自動車
2	数 量	1 台
3	取 得 価 格	79,145,000 円
4	取得の相手方	所在地 薩摩川内市宮内町 1287 番地 2 会社名 有限会社奥園消防機材 代表取締役 永 山 清 行

提 案 理 由

水槽付消防ポンプ自動車の更新のため、水槽付消防ポンプ自動車を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

1 車体型式等

4WD、ダブルキャブオーバー型

排気量 5, 123cc

乗車定員 6名

2 主ポンプ

高圧2段バランスタービンポンプ A-2級

3 主な装備資機材

角型ステンレス製水槽（容量2,000ℓ）

補助動力付ホースカー 1基

チタン製三連はしご 1基

油圧救助資機材 一式

LED式照明装置 1基

空気呼吸器 4基

4 配備予定先

薩摩川内市東部消防署

議案第 105 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	水槽付消防ポンプ自動車
2	数 量	1 台
3	取 得 価 格	78,980,000 円
4	取得の相手方	所在地 薩摩川内市宮内町 1287 番地 2 会社名 有限会社奥園消防機材 代表取締役 永 山 清 行

提 案 理 由

水槽付消防ポンプ自動車の更新のため、水槽付消防ポンプ自動車を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

1 車体型式等

4WD、ダブルキャブオーバー型

排気量 5, 123cc

乗車定員 6名

2 主ポンプ

高圧2段バランスタービンポンプ A-2級

3 主な装備資機材

角型ステンレス製水槽（容量2,000ℓ）

補助動力付ホースカー 1基

チタン製三連はしご 1基

油圧救助資機材 一式

LED式照明装置 1基

空気呼吸器 4基

4 配備予定先

薩摩川内市西部消防署

議案第 106 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	消防ポンプ自動車
2	数 量	2 台
3	取 得 価 格	52,140,000 円
4	取得の相手方	所在地 鹿児島市松原町12番32号 会社名 鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾 曲 昭 二

提 案 理 由

消防ポンプ自動車の更新のため、消防ポンプ自動車を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

1 車体型式等

2WD、ダブルキャブオーバー型

排気量 1,998cc

乗車定員 6名

2 主ポンプ

インデューサー付1段ボリュートポンプ A-2級

3 主な装備資機材

ホース延長用資機材 1基

ステンレス製折畳式はしご 1基

消防用ホース 3本

照明器具 一式

サーチライト 2基

4 配備予定先

薩摩川内市消防団下甕南分団手打部

薩摩川内市消防団鹿島分団一部

議案第 107 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	消防ポンプ自動車
2	数 量	1 台
3	取 得 価 格	26,070,000 円
4	取得の相手方	所在地 鹿児島市松原町12番32号 会社名 鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾 曲 昭 二

提 案 理 由

消防ポンプ自動車の更新のため、消防ポンプ自動車を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

1 車体型式等

2WD、ダブルキャブオーバー型

排気量 1,998cc

乗車定員 6名

2 主ポンプ

インデューサー付1段ボリュートポンプ A-2級

3 主な装備資機材

ホース延長用資機材 1基

ステンレス製折畳式はしご 1基

消防用ホース 3本

照明器具 一式

サーチライト 2基

4 配備予定先

薩摩川内市消防団黒木分団

議案第 108 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財産の名称	高規格救急自動車
2	数 量	1 台
3	取得価格	31,097,000 円
4	取得の相手方	所在地 薩摩川内市山之口町 4486 番地 2 会社名 鹿児島日産自動車株式会社 川内店 店長 水 口 誠

提 案 理 由

救急自動車の更新のため、高規格救急自動車を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

1 車体型式等

4 W D

排気量 2 , 4 8 8 c c

7 速オートマチックトランスミッション

乗車定員 7 名

2 主な装備資機材

電動ストレッチャー 一式

酸素呼吸器 一式

人工呼吸器 1 基

吸引器 1 基

自動心肺蘇生器 一式

3 配備予定先

薩摩川内市中央消防署

議案第 109 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財産の名称	高規格救急自動車
2	数 量	1 台
3	取得価格	30,987,000 円
4	取得の相手方	所在地 薩摩川内市山之口町 4486 番地 2 会社名 鹿児島日産自動車株式会社 川内店 店長 水 口 誠

提 案 理 由

救急自動車の更新のため、高規格救急自動車を取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

1 車体型式等

4 W D

排気量 2 , 4 8 8 c c

7 速オートマチックトランスミッション

乗車定員 7 名

2 主な装備資機材

電動ストレッチャー 一式

酸素呼吸器 一式

人工呼吸器 1 基

吸引器 1 基

自動心肺蘇生器 一式

3 配備予定先

薩摩川内市東部消防署祁答院分署

議案第 1 1 0 号

防災・安全交付金事業開戸橋耐震補強（P 2）工事請負契約の締結
について

防災・安全交付金事業開戸橋耐震補強（P 2）工事の請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	契約の目的	防災・安全交付金事業開戸橋耐震補強（P 2）工事
2	契約の方法	総合評価一般競争入札による契約
3	契約金額	2 4 5 , 0 8 5 , 1 4 8 円
4	契約の相手方	西日本興業・外菌運輸機工特定建設工事共同企業体
	代表者	
	所在地	薩摩川内市隈之城町 1 8 5 6 番地 1
	会社名	西日本興業株式会社
	代表取締役	新 添 吉 正
	構成員	
	所在地	薩摩川内市小倉町 5 8 8 4 番地 1
	会社名	株式会社外菌運輸機工
	代表取締役	外 菌 直 樹

提 案 理 由

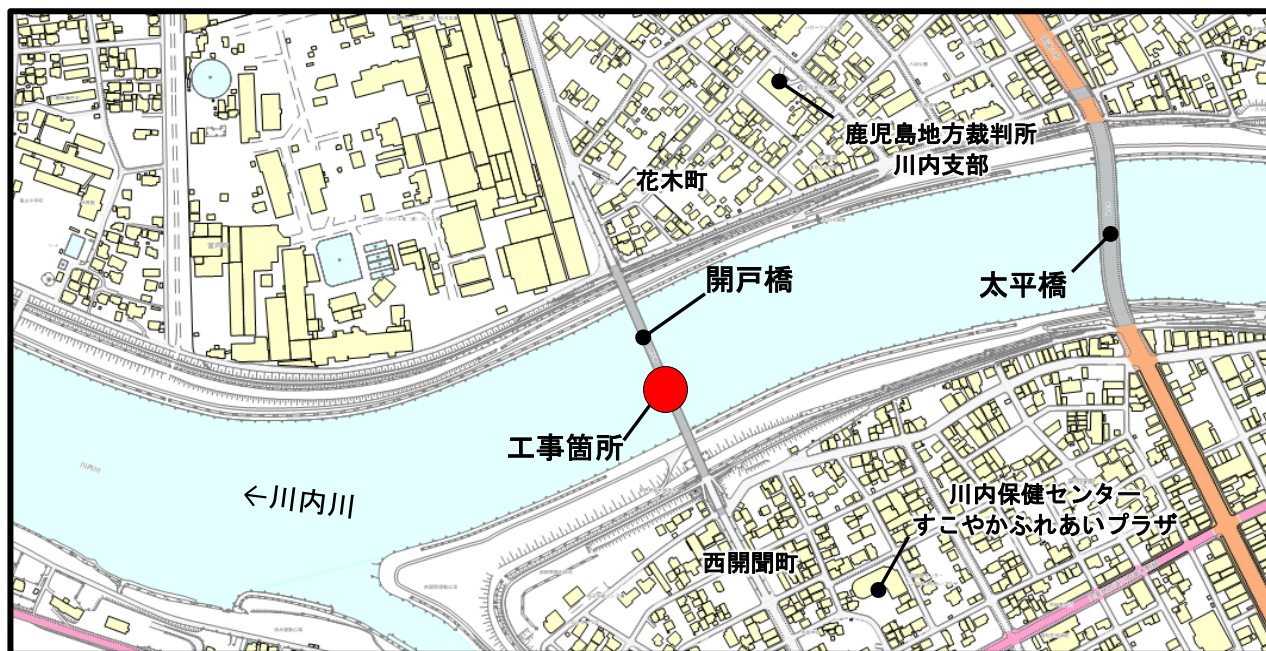
本市が施行する防災・安全交付金事業開戸橋耐震補強（P 2）工事について、工事請負契約を締結したいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 防災・安全交付金事業開戸橋耐震補強（P 2）工事 |
| 2 | 工事場所 | 薩摩川内市西開聞町地内 |
| 3 | 工事概要 | P 2 橋脚耐震補強
P C コンファインド工法 $H = 9.35 \text{ m}$ |
| 4 | 工 期 | |
| | (1) 着 手 | 市議会の議決の日 |
| | (2) 完 成 | 令和 8 年 3 月 3 1 日 |

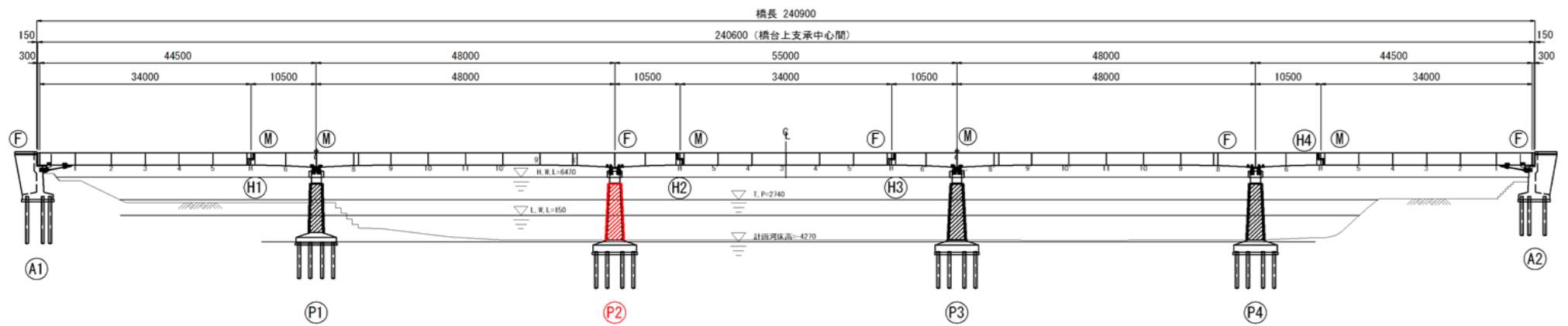
位置図



側 面 図

至 西開聞町

至 花木町



議案第 1 1 1 号

道路メンテナンス事業川内河口大橋耐震補強（P 9）工事請負契約
の変更について

令和 6 年 1 2 月 2 3 日の議決を経て締結した道路メンテナンス事業川内河口大
橋耐震補強（P 9）工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	4 0 5 , 3 6 2 , 6 7 2 円	5 6 1 , 5 6 7 , 0 0 0 円

提 案 理 由

道路メンテナンス事業川内河口大橋耐震補強（P 9）工事について、施工内容
の一部を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更をしようとする
ものである。

これが本案提出の理由である。

参 考

- | | | |
|---|---------|----------------------------|
| 1 | 契約の相手方 | 植村・西日本特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 | |
| | 所在地 | 鹿児島市伊敷五丁目9番8号 |
| | 会社名 | 株式会社植村組 |
| | 代表取締役 | 植 村 一 |
| | 構成員 | |
| | 所在地 | 薩摩川内市隈之城町1856番地1 |
| | 会社名 | 西日本興業株式会社 |
| | 代表取締役 | 新 添 吉 正 |
| 2 | 工 事 名 | 道路メンテナンス事業川内河口大橋耐震補強（P9）工事 |
| 3 | 工 事 場 所 | 薩摩川内市港町地内 |
| 4 | 工 期 | 着 手 令和 6 年 1 2 月 2 3 日 |
| | | 完 成 令和 7 年 1 0 月 2 0 日 |